

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2012.6. Vol.28

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一郎事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『相続を契機とする住宅ローンの免責的債務引受案件』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『BtoB マーケティング本の決定版』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



上井草の法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一郎
(ほこだて えいいちろう)
事業継承アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート◎

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中↓
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

来月7月、自分の株式会社を設立します。

2009年秋より、行政書士として法律手続きの助言・提案・代行を主要業務として行って参りましたが、行政書士業務の枠を超えた仕事が徐々に増えてきており、収益を生むようになってきました。

具体的には、経営アドバイザー事業、財産コンサルティング事業を行う受け皿として新会社を設立し、該当する契約関係を移管して行く予定です。

もちろん今後も行政書士業務を主要業務として継続して行きますが、新会社を設立することで、自分自身で設定していた「枠」を取り払い、クライアントのニーズに正面から応えられる体制にして行きたい思います。

★ぜひ営業店の皆様でご覧ください。

<サポート事例>

『相続を契機とする住宅ローンの免責的債務引受案件』

今回のサポート事例は、相続した住宅ローン債務を一人の相続人の方が引き受ける、免責的債務引受案件です。

母と長男の連帯債務となっていた住宅ローン。住宅の名義も、母と長男の共有名義となっていました。そんな中、母の相続が発生。相続人は、長男と長女の二人です。長女はすでに嫁いでおり、住宅は長男が単独で相続することになりました。当然、母の住宅ローン負担部分も長男が相続することになったのですが、金融機関側の実務としては、長男が住宅ローン債務を相続する旨の遺産分割協議書に加えて、長男・長女・

金融機関による免責的債務引受契約を取り交わすのが一般的な処理方法となります。

本件では、パートナー司法書士と連携し、遺産分割協議書と免責的債務引受契約書の作成から登記までをサポートさせていただきました。

以下、職員様の声をご紹介します。

■「メールを使ってお客様と連絡をとっていただき助かりました」(大田区 信用金庫 K.A様 43歳)

——お客様からご相談を受けた経緯についてお聞かせください。

今年に入ってすぐ、私が住宅ローンを担当してい

つづき↓

＜サポート事例＞

るお客様が窓口にみえられ、「母が亡くなった」とお話になられました。お母様の住宅ローン債務を一人の相続人の方に引き受けていただくため、免責的債務引受けの手続きをする必要があったのですが、登記の方法など法的な問題があり、手続きについてはケースバイケースで対応する必要がありました。

——なぜ当事務所を活用しようと思ったのですか？

金庫の職員ではなく、お客様が気楽に相談できる専門家は誰かと考えました。初めての先生だと、お客様がちょっとわからないことを聞いてみたくても、連絡がしづらくなってしまっは大変です。以前一緒に仕事をしたことがある銚立さんなら

うまく対応していただけたらと思います、お願いすることにしました。お客様からも、「そのほうがありがたい」とおっしゃっていただきました。

——実際に当事務所の機能を活用されてみていかがでしたか？

お客様の仕事の関係で、直接電話でのやりとりができない中、メールを使ってお客様と連絡をとっていただき助かりました。お客様とのやりとりや、手続き書類の文言を一つ変えるだけでも本部との調整が必要だったこともあり、手続きにだいぶ日数がかかってしまいました。出口がなかなか見えない中、銚立さんと司法書士の渡邊先生はもっと大変だったと思います。本当に助かりました。

＜相談業務引き出しメモ＞

『BtoB マーケティング本の決定版』



事例でわかる！実戦BtoBマーケティング お客様に頼られる存在になるための戦略実行
佐藤 義典 (著)

日本能率協会マネジメントセンター (2011/12/24)

本書の著者は、MBAホルダーの中小企業診断士で、経営コンサルタントの佐藤義典氏。その著書は10冊を超えていますが(いずれも良質なマーケティング本ばかり)、本書は、法人営業、つまりBtoBに氏が初めてフォーカスしたマーケティング本です。

“お客様の利益向上に貢献する方法は、大別して3つあります。…顧客企業が求めるベネフィットは、最終的にはこのPL・BS・CFの何らかの形における改善です”

“「選ばれる」からさらに進み、「お客様に頼られる存在」になることが、BtoBマーケティングにおいて目指すゴールとなると思います。「頼られる存在」とは、自社・自らが顧客企業の戦略の重要な一部となる、ということです”

など、BtoB特有のマーケティング理論・心得が豊富な事例と共に紹介されています。

法人営業、法人開拓をされている職員の方はぜひ読んでみてください。

＜編集後記＞

「無理なく簡単！2ヶ月で体重が2.5キロ減りました！」なんて書くと、よくあるダイエット広告のコピーのようですが、実はこれは私の話。実践しているのは「30秒ドロイン」という方法です。やることは1日に何度かおなかを30秒間凹ますだけ。これだけでウエストサイズがダウンします。簡単に続けられるので、「最近ちょっとお腹が…」と気になっている方はぜひお試しください。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 外国人のお客様 (入管手続)

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!



行政書士

銚立榮一郎事務所

HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立 事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』

無料進呈中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。